

質問書に対する回答

件名) 横浜新道 京浜管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	舗装廃材の処理について	特記P28に既設舗装と既設床版防水材の処理については、アスファルト・コンクリート塊として再資源化するものとして記載されています。残アス合材等の取り除き時の既設舗装と既設床版防水材は、建設混合廃棄物に該当すると思われますが、その仕分けの要否及び建設混合廃棄物の場合の処分場の施設名をご教示下さい。	既設床版防水材の種別については、特記仕様書19-6-1「種別」に記載のとおり塗布系であることから、既設舗装と既設床版防水材の処理については、特記仕様書19-11-3「舗装廃材の処理」(2)に記載のとおりアスファルト・コンクリート塊として再資源化施設にて処理出来るものと考えます。